

規制シート

(別紙1)

150194801320001

平成27年2月13日

規制の名称	教科書の定義	所管府省	文部科学省
根拠法令等	教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 禎
規制目的	法の制定時には紙媒体以外の教科書が想定されていなかったことから、現行においても紙媒体の教科書のみが認められている。		
規制内容の概要	教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項における「教科書」としていわゆるデジタル教科書を発行することは、同条では電子データによるものも教科書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014(平成26年6月知的財産戦略本部決定)、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月IT総合戦略本部決定、平成26年6月全部改定)及び規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)等において、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行うなどとされているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上記のスケジュールに則り、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定である。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

150196301820001

平成27年2月13日

規制の名称	教科書の定義	所管府省	文部科学省
根拠法令等	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第2条第2項	担当局課等及び作成責任者の役職・氏名	初等中等教育局教科書課長 望月 禎
規制目的	法の制定時には紙媒体以外の教科書が想定されていなかったことから、現行においても紙媒体の教科書のみが認められている。		
規制内容の概要	いわゆるデジタル教科書を義務教育諸学校の無償措置に関する法律第2条第2項における「教科用図書」として無償措置の対象とすることは、同条では電子データによるものも教科用図書に該当するとは明記されていないことなどから、認められていない。	関連する予算	義務教育教科書購入費(平成26年度予算約413億円)
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	いわゆるデジタル教科書の制度化については、知的財産推進計画2014(平成26年6月知的財産戦略本部決定)、世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月IT総合戦略本部決定、平成26年6月全部改定)及び規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)等において、実証研究などの状況を踏まえつつ、デジタル教科書・教材の位置付け及びこれらに関連する教科書制度などの在り方について、平成26年度までに課題を整理し、平成28年度までに導入に向けた検討を行うなどとされているため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	上記のスケジュールに則り、全国的なデジタル教科書の制度化に向けた課題を本年度中に整理した上で、来年度、専門家や保護者等の有識者による会議を設けて検討を行う予定である。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

190194902100001

平成27年2月27日

規制の名称	通訳案内士試験	所管府省	国土交通省
根拠法令等	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	観光庁観光資源課長 長崎 敏志
規制目的	通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳案内士でない者は、報酬を得て外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内を行うことを業として行ってはならない。 ・通訳案内士の資格を取得するためには、観光庁長官が行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならない。 ・通訳案内士試験は、毎年1回以上行うこととされ、現在は10ヶ国語が対象となっている。 	関連する予算	通訳ガイド制度の充実・強化(平成26年度予算19百万円)
規制の最近の改廃経緯	<p>通訳案内士の地域・言語面の偏在等を補完するため、地方公共団体が独自に行う研修を修了すれば、試験合格を要することなく、一定区域内に限り、有償ガイドを行うことを可能とする特例制度を創設し、これまで対象地域を順次拡大(※)。</p> <p>(※)総合特区法に基づく特例措置が平成24年度から施行されて以降、福島復興再生特措法、沖縄振興特措法、奄美群島振興開発特措法、小笠原諸島振興開発特措法、中心市街地活性化法においても同様の特例を措置。</p>	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	通訳案内士制度は、創設以来60年以上が経過し、様々な課題が指摘されるとともに、見直し改善に向けた期待も大きいことから、中長期的な視野から、新たな通訳案内士制度を構築し、訪日外国人の受入環境の充実化を加速化する必要が生じたため。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	通訳案内士制度の抜本的な見直しも視野に入れ、昨年12月に「通訳案内士制度のあり方に関する検討会」を設置し、見直し改善方策の検討に着手。現在、通訳案内士業界、旅行業界、地方公共団体及び学識経験者など、幅広い関係者から制度改革の方向性について意見を聴取しているところであり、今後、ご提案の内容も含めた議論を展開し、本年7月を目途に一定の結論を得る予定。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

190195002010001

平成27年2月27日

規制の名称	商業地域、近隣商業地域、準住居地域における倉庫業倉庫の用途制限の見直し	所管府省	国土交通省
根拠法令等	建築基準法(昭和25年法律第201号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	住宅局市街地建築課 課長 香山 幹
規制目的	建築基準法第48条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。		
規制内容の概要	用途規制により、倉庫業を営む倉庫及び原動機を使用する工場は、各用途地域ごとに建築可能な規模が定められている。 ただし、特別用途地区や地区計画の活用、同法第48条のただし書きによる特定行政庁の許可において各用途地域に建築可能な規模を超える倉庫業を営む倉庫及び原動機を使用する工場を建築することが可能である。	関連する予 算	—
規制の最近の改 廃経緯	—	関連する政 策評価結果	—
規制を維持、改革 又は新設する理 由	用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。また、また、その場所で継続的に、製造、加工、仕分、包装、荷造等の作業を行う建築物については、通常、工場として用途規制が適用されているところである。 原動機を使用する工場については、特別用途地区や地区計画の活用した場合や、特定行政庁が準住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認めて許可した場合、近隣商業地域又は商業地域における商業の利便を害するおそれがないと認めて許可した場合には、当該用途地域に建築可能な規模を超える原動機を使用する工場を建築することが可能である。	規制の維 持、改革又 は新設の別	維持
(規制を改革する 場合の改革の方 向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

190194901000001

平成27年2月27日

規制の名称	建設業法における建設工事の請負契約の内容	所管府省	国土交通省
根拠法令等	建設業法(昭和24年法律第100号)第19条第1項	担当局課等 及び作成責任者の役職・氏名	土地・建設産業局建設業課長 北村知久
規制目的	建設工事の請負契約の当事者が契約の締結に際し、その内容となるべき一定の重要な事項を書面に記載することで、後日紛争とならないよう権利義務関係を明確にする。また、あらかじめ契約の内容を書面により明確化することで、いわゆる請負契約の片務性を改善することに資する。		
規制内容の概要	建設工事の請負契約の当事者は、契約の締結に際して、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならないという建設業法第18条の趣旨に従い、契約の内容となる一定の重要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—

<p>規制を維持、改革 又は新設する理 由</p>	<p>本項の趣旨は、後日の紛争を防ぐため、工事の内容その他契約の内容となるべき重要な事項については出来るだけ詳細かつ具体的に記載し、当事者間の権利義務関係を明確にしておくことにある。また、あらかじめ契約の内容を書面により明確にしておくことは、いわゆる請負契約の「片務性」の改善に資するとともに、リフォーム工事など消費者が発注者となる工事について、消費者トラブルを防止すること等の重要な意義がある(消費者基本計画(平成22年3月30日閣議決定)においても、リフォーム工事請負契約の締結に際しての書面による契約の徹底等について記載)。</p> <p>実際に、地方整備局等に寄せられる建設工事の請負契約に関する相談については、大半が契約書が交わされていないこと等の契約の書面化の不徹底が原因で生じていることから、契約書類の簡素化、省略は工事請負契約に係る紛争の更なる増加につながる懸念があるため、現行通りとすることが適切であると考えられる。</p> <p>なお、国土交通省では、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」を策定し、どのような行為が建設業法に違反するかを示している。「書面による契約の締結」に関しては、契約書面の交付について、原則として工事の着工前に行わなければならないものの、災害時等でやむを得ない場合は例外としている。</p> <p>また、上記ガイドラインにおいては、当事者間で署名又は記名押印した基本契約書を締結し、相互に交付した上で、具体の取引については、本項各号に掲げる事項のうち一部の事項のみを記載した簡易な注文書及び請書の交換によること等も認められている。</p> <p>このように、本項については、国土交通省として、書面による請負契約の締結の重要性を前提としつつ、実態に応じた柔軟な運用を可能としているところである。</p>	<p>規制の維持、改革又は新設の別</p>	<p>維持</p>
<p>(規制を改革する場合の改革の方向性)</p>	<p>—</p>		
<p>見直し条項</p>	<p>—</p>		
<p>次の見直し時期</p>	<p>—</p>		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

0001

190194901000001

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>建設業法令遵守ガイドラインについて(平成19年6月29日建設業課長通知) 発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドラインについて(平成23年8月29日建設業課長通知) 注文書及び請書による契約の締結について(平成12年6月29日建設業課長通知)</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>建設業法第19条</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>本通知の内容は、建設業法第19条等の規定について概説したものであるため。</p>

規制シート

(別紙1)

190194902100002

平成27年2月27日

規制の名称	通訳案内士資格	所管府省	国土交通省
根拠法令等	通訳案内士法(昭和24年法律第210号)	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	観光庁観光資源課長 長崎 敏志
規制目的	通訳案内士の制度を定め、その業務の適正な実施を確保することにより、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、もって国際観光の振興に寄与すること。		
規制内容の概要	<ul style="list-style-type: none"> 通訳案内士でない者は、報酬を得て外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内を行うことを業として行ってはならない。 通訳案内士の資格を取得するためには、観光庁長官が行う通訳案内士試験に合格し、都道府県知事の登録を受けなければならない。 	関連する予算	通訳ガイド制度の充実・強化(平成26年度予算19百万円)
規制の最近の改廃経緯	<p>通訳案内士の地域・言語面の偏在等を補完するため、地方公共団体が独自に行う研修を修了すれば、試験合格を要することなく、一定区域内に限り、有償ガイドを行うことを可能とする特例制度を創設し、これまで対象地域を順次拡大(※)。</p> <p>(※)総合特区法に基づく特例措置が平成24年度から施行されて以降、福島復興再生特措法、沖縄振興特措法、奄美群島振興開発特措法、小笠原諸島振興開発特措法、中心市街地活性化法においても同様の特例を措置。</p>	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	これまでの累次に渡る特例制度によっては、申請可能な地方公共団体が限られているため、より地域の実情に応じた「ご当地ガイド」が全国どの地方公共団体でも育成・確保できるよう、更なる特例措置を講じる予定。	規制の維持、改革又は新設の別	改革
(規制を改革する場合の改革の方向性)	地域の実情に応じた言語ニーズ、地域に精通した歴史・文化等の知見をいかしたガイドニーズなどを踏まえ、地域をきめ細かく案内できる通訳ガイドを全国的に育成・確保を行うことにより、アジア諸国を中心とした訪日外国人旅行者の急増に伴うガイド不足の懸念に対応。		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等 を含む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への 委任の根拠となる 法令の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法 令の委任の範囲 に入る理由</p>	<p>—</p>

規制シート

(別紙1)

190200200220001

平成27年2月27日

規制の名称	都市再生特別地区に定める容積率の最高限度(400%以上)	所管府省	国土交通省
根拠法令等	都市再生特別措置法(平成14年法律第22号) 第36条第2項	担当局課等 及び作成責 任者の役 職・氏名	都市局都市計画課 課長 榊 真一
規制目的	都市の再生に貢献し、土地の合理的かつ健全な高度利用を図る特別の用途、容積、高さ、配列等の建築物の建築を誘導すること		
規制内容の概要	都市再生特別地区に関する都市計画に定める建築物の容積率の最高限度は、400%以上とする。	関連する予算	—
規制の最近の改廃経緯	—	関連する政策評価結果	—
規制を維持、改革又は新設する理由	<p>都市再生特別地区は、都市の再生のため、特別な高度利用を図る地区であることから、容積率の最高限度を400%以上とすることとされている。</p> <p>なお、低層建物や空地を設ける等、容積率を400%以上とする必要のない街区を組み合わせる場合については、当該街区は都市再生特別地区に含めず、再開発等促進区を定める地区計画等を活用するとともに、都市再生特別地区において、当該街区における取組を評価して容積率を定める等の対応も現行制度の運用により可能である。</p>	規制の維持、改革又は新設の別	維持
(規制を改革する場合の改革の方向性)	—		
見直し条項	—		
次の見直し時期	—		

規制シート(通知・通達等の委任根拠等)

(別添)

(通知・通達等のID)

(規制シートのID)

<p>通知・通達等の 名称(発信者等を含 む。)</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等への委 任の根拠となる法令 の条項</p>	<p>—</p>
<p>通知・通達等が法令 の委任の範囲に入 る理由</p>	<p>—</p>